

	項目	問い合わせ内容	回 答	
1	補助の対象者	中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者であることを判断する場合の従業員基準の「常時使用する従業員」とはどのような従業員を指すか。	<p>従業員基準としての「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」のことを指します。</p> <p>よって、パートやアルバイト、派遣社員であっても、「予め解雇の予告を必要とする者」に該当すれば「常時使用する従業員」ということになります。</p> <p>また、会社役員及び個人事業主は、予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、「常時使用する従業員」には該当しません。個人事業主のもとで働く同居の親族も原則として該当しません。</p> <p>※【参考】労働基準法 (解雇の予告) 第20条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも30日前にその予告をしなければならない。 第21条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。 但し、第1号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第2号若しくは第3号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第4号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。</p> <p>一 日日雇い入れられる者 二 2箇月以内の期間を定めて使用される者 三 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者 四 試の使用期間中の者</p>	
2	補助の対象者	食堂等を運営している宗教法人は対象となるか。	<p>宗教法人は、原則、補助の対象外ですが、信者・関係者であるか否かを問わず利用できる旅館、食堂、土産物店等で、宗教活動を目的としない事業を行っている場合のみ対象とします。</p> <p>例えば、空気清浄機を購入して、上記事業のために設置する場合は対象となりますが、お寺の本堂等の上記事業と関係のない場所に設置する場合は対象となりません。</p> <p>なお、宗教法人は資本金の概念がないため、従業員数のみで判断してください。</p>	
3	補助の対象者	NPO法人は対象となるか。中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号におけるどの業種になるか。	<p>事業収益(売上)を得ており、中小企業等と同じ要件(従業員数、売上高の減少等)を満たす必要があります。業種については、NPO法人が実施している事業の内容によって判断してください(募集要領P17参照)。</p>	
4	補助の対象者	法人格のない「任意団体」は補助の対象になりますか。	対象になりません。	
5	補助の対象者	会社や個人以外(NPO法人等)で確定申告をしていない場合は、どのような書類を提出すればよいか。	<p>公益法人等(法人税法別表第二に該当する法人)及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人(NPO法人等)であれば、確定申告を行っていない場合であっても、下記を「事業収入(売上)を得ていることが確認できる書類」として提出していただくことで対象とすることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人 …… 事業活動収支計算書 ・社会福祉法人 …… 事業活動計算書 ・公益財団法人・公益社団法人 …… 正味財産増減計算書 ・NPO法人 …… 活動計算書 <p>ただし、収入の全てが寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等という営業外収益に当たるものである法人は、事業収入(売上)を得ていないとみなして対象外とします。</p>	

	項目	問い合わせ内容	回 答	
6	補助の対象者	大阪に本社があり、大阪と奈良にそれぞれ工場を持っている。売上高は20%以上減少しているが、奈良の分だけの売上高が算出できない。どうすればよいか。	本社が県外にある場合は、県内の事業所分の売上高で比較することになります。質問のように、売上台帳等だけでは県内拠点分を算出できない場合は、売上高をそれぞれの工場における製造量等で按分することにより算出してください。この場合、売上台帳等と併せて、製造量等を確認できる書類と按分式を記載した書面も提出してください。	
7	補助の対象者	昨年(令和元年)に個人事業を承継した。新たに開業届を提出しているが、比較月の売上高は、以前の事業主が営んでいた時期の売上高としてよいか。	概ね同じ業種・業態で事業が承継されているのであれば、前年同月の売上高との比較か、創業者の特例による比較かのどちらかを選択してください。 前年同月の売上高との比較で、当該売上高が承継前の事業者の売上高の場合は、「事業収入(売上)を得ていることが確認できる書類」として、「個人事業の開業・廃業等届出書」(開業分)を提出するとともに、承継前の事業者の直近の「確定申告書第一表」を併せて提出してください(※「個人事業の開業・廃業等届出書」の「届出の区分」のところに、事業の引継ぎを受けた場合として、承継前の事業者の確定申告書に記載された住所・氏名が記載されていることが必要です。)	
8	補助の対象者	上記の事業承継の考え方は、法人の合併や個人事業主からの法人化についても、同様か。	同様です。前年同月の売上高との比較で、当該売上高が承継前の事業者の売上高の場合は、「事業収入(売上)を得ていることが確認できる書類」として次の書類を提出してください。 【法人の合併の場合】 →合併後の法人の「履歴事項全部証明書」、合併前の全法人の直近の「確定申告書別表第一」(※「履歴事項全部証明書」に、「確定申告書別表第一」に記載の法人を合併したことが記載されていることが必要です。) 【個人事業主の法人化】 →「法人設立届出書」、「個人事業の開業・廃業等届出書」(廃業分)、個人事業主の頃の直近の「確定申告書第一表」(※「個人事業の開業・廃業等届出書」の「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に、法人化後の法人名・代表者名が記載されていることが必要です。)	
9	補助の対象者	交付申請後に事業承継した場合、承継した者が引き続き補助事業を継続してよいか。	事業承継、合併、法人化後も、引き続き補助事業を継続しようとする場合は、事業継続承認申請書を提出し、承認を受けることが必要です。	
10	補助の対象者	個人事業者の自宅は「事業所」に該当するか。	単なる住居としてではなく、継続して事業を行う場所として自宅を使用しているのであれば「事業所」に該当します。	
11	補助の対象者	〇〇教室を営んでおり、新規の人を除き月謝は毎年一括払いで受け取っている。月ごとの帳簿類を作成していないが、売上げの比較をどうすればよいか。	直近の一つ前の学期の売上額を12で除した金額と、直近の学期が始まる日の属する月から申請日の属する月の前月までの売上額をその月数で除した金額とを比較し、20%以上下回っていれば対象となります。	
12	補助対象事業	他の補助金と本補助金の両方に申請することはできるか。	補助対象経費の全部または一部が重複している場合は、本補助金の申請を行うことはできません。	
13	補助対象事業	国の「持続化給付金」や「特例定額給付金」、県の「休業協力金」を受けていても申請できるか。	国の「持続化給付金」や「特例定額給付金」、県の「休業協力金」は補助対象経費に対する補助ではなく、使い道が限定されていないため、重複申請とはみなしません。	

	項目	問い合わせ内容	回 答	
14	補助対象事業	実績報告又は額の確定の段階で、対象経費の総額に補助率をかけた額が20万円を下回った場合は、全額補助対象外になるのか。	全額補助対象外となります。	
15	補助対象事業	事業所の感染拡大防止対策を施し、会社のイメージアップを図ろうとする場合、感染防止対策にかかる費用はどちらに計上すればよいか。	感染拡大防止事業に計上してください。	
16	補助対象事業	テレワークを推進し、業務の効率化により売上げ回復を図るとともに感染防止にもつなげたい。この場合の費用はどちらに計上すればよいか。	感染拡大防止事業に計上してください。	
17	補助対象事業	店舗のPR用チラシに「感染拡大防止」を謳う場合、チラシ作成費用はどちらに計上すればよいか。	売上げ回復のために作成するチラシであれば、売上げ回復事業に計上してください。	
18	補助事業期間	令和2年3月に着手し、令和2年10月に完了する予定の事業は補助対象になるのか。	令和2年4月1日以降に着手することが条件です。補助事業期間中に実施する事業であっても、令和2年3月31日以前に着手した事業は対象になりません。	
19	補助事業期間	事業の実施途中で、一部を取りやめざるを得なくなった場合はどうすればよいか。	何らかの実績がある場合は、その実績内容に基づき、実績報告を行ってください。実績に該当する部分の補助金は交付可能です。ただし、補助金の額が20万円に満たない時は交付できません。なお、何らの実績も無い場合は、「事業廃止(中止)申請書」を提出してください。この場合、補助金は交付できません。	
20	補助対象経費	金融機関に対する振込手数料は対象になるか。	金融機関に対する振込手数料は補助の対象とはなりません。ただし、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は、補助対象経費として計上することができます。	
21	補助対象経費	従来から継続して実施していた事業に係る経費は、補助対象になるか。(例:これまで支払っていた家賃や駐車場代、毎月依頼していた清掃代等)	質問例のように、従来からの事業をそのまま維持するためだけの経費は対象とはなりません。新型コロナウイルス感染症の影響により減少した売上を回復するための「新たな取組」と新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための「新たな取組」に係る経費が補助対象となります。	
22	補助対象経費	「事業計画」に記載した「事業実施(予定)期間」終了後に参加する予定の研修の費用を、「事業実施(予定)期間内」で前払いしていれば、その経費は対象になるか。	「事業実施(予定)期間」内で支払が終わっていても、その期間内に実施していない取組は対象となりません。	
23	補助対象経費	手形支払を行った経費も対象になるか。	事業実施期間中に決済されたものは対象となります。	
24	補助対象経費	ネット販売を始めるために、ホームページを委託により構築したが、商品入れ替え等のために内容を頻繁に更新する必要がある。この場合、ホームページ構築委託費用のみ対象となるのか、それとも、更新に係る委託費用も対象となるのか。	ホームページ構築委託費用は対象となります。また、事業実施期間の範囲内であれば、更新に係る費用も対象となります。ただし、支払いが事業実施期間内に完了する必要があります。	

	項目	問い合わせ内容	回 答	
25	補助対象経費	感染防止対策における消耗品は対象になるのか。	消毒用アルコール、使い捨てのマスクや防護服など、使用することによって消費されるものや、その機能を失うもの、使い捨てのものは対象となりません。	
26	補助対象経費	事務用品は対象になるのか。	文房具等の事務用品は、対象外とします。	
27	補助対象経費	来年以降も継続してコロナ対策をするため、フェイスシールドやアクリル板などを大量購入してストックする場合も補助対象となるのか。	事業実施期間中に使用するのであれば対象となりますが、当該期間内に使用せず、ストックする部分は対象外です。	
28	補助対象経費	新規顧客を開拓するため、販売促進としての粗品を作成の上、配付する費用は、補助対象となるのか。	粗品に、新しい取組にかかる商品・サービスの宣伝広告が掲載されており、粗品本体が社会通念上妥当な価格であれば、販促品の作成費用として対象となります。	
29	補助対象経費	デリバリーに伴う食材の購入費は対象となるのか。	財やサービスを生み出すために直接必要となる経費(売上原価に相当する経費)は、通常、補助を行わなくても全額回収できる経費となるので対象外です。よって、食材の購入費は対象外となります。	
30	補助対象経費	デリバリーを始めるにあたり、新たに採用する配達員や、雇用している従業員がネット販売用のホームページを構築する場合の給料は対象となるか。	本補助金では、アルバイト等の雇用も含めて人件費は対象としていません。	
31	補助対象経費	事業の実施に必要な備品を新たにリースする場合、リース費用は対象となるか。	事業実施期間の分のみ対象となります。この場合、事業実施期間内に支払まで完了する必要があるため、例えば、月末締め翌月支払の場合、事業実施期間の終期を10月31日に設定しているのであれば、9月分までのリース料が対象となります。	
32	補助対象経費	県外の事業所に設置する空気清浄機の購入・設置費は補助対象となるか。	対象外です。県内事業所への購入・設置費用のみ対象とします。	
33	補助対象経費	補助対象経費は消費税額を除いた額を記載することとなっているが、免税事業者や簡易課税事業者についても同様か。	免税事業者や簡易課税事業者についても同様に消費税額を除いた額を補助対象経費とします。	
34	交付申請	交付申請の日時点で物品等が納入され、支払が完了していない場合は、「交付申請の日において完了している事業」か、又は「交付申請の日において完了していない事業」のどちらか。	「交付申請の日」時点で、まだ支払が完了していない状況なので、「交付申請の日において完了していない事業」に該当します。	
35	交付申請	交付申請書に添付することとなっている通帳の写しについて、ネットバンキングであるため紙媒体の通帳がない。この場合、どうすればよいか。	電子通帳(Web通帳)等、で、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像のコピーを提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像のコピー等、「銀行名・支店名」、「口座種別」、「口座番号」、「口座名義人」、「口座名義人(フリガナ)」が確認できるものを提出してください。	

	項目	問い合わせ内容	回 答	
36	交付申請	奈良県以外にも事業拠点があるが、「1. 申請者概要」の「従業員数」は法人全体で記載するのか、それとも奈良県の事業拠点の人数のみ記載するのか。	法人全体の人数を記載してください。	
37	交付申請	奈良県以外にも事業拠点があるが、「2. 売上高の状況」は、法人全体の売上高を記載するのか、それとも奈良県の事業所分のみの売上高を記載するのか。	本社が奈良県内の場合は、法人全体の売上高を記載してください。本社が奈良県外の場合は、県内の事業所分のみの売上高を記載してください。	
38	交付申請	「2.売上高の状況」について、減少率が20%未満の月についても記載する必要があるか。	当該欄は、令和2年4月から申請の前月までのすべての月について、記載してください。 なお、売上台帳等は、減少率が20%以上の月を比較できる分のみ提出いただければ結構です。	
39	交付申請	事業計画等の「新たな取り組み内容」はどの程度詳しく記載する必要があるのか。	①従前と比べて、どのように新しい売上回復の取組なのかを具体的に記載し、②その取組内容のそれぞれの項目において、どのような経費が発生したかを明確かつ簡潔に記載してください。 なお、交付決定後は、事業計画書の「支出品目」を追加することはできませんので、ご注意ください。	
40	交付申請	事業計画書の記載や申請時に提出した見積書やカタログの内容に、どこまで縛られるのか。	事業の途中で、新たな取組の内容及び支出項目は交付決定後に変更することができませんが、購入先の変更や、メーカー・型番が異なるいわゆる「同等品」を購入する場合は、事業内容の変更には該当しないものとして取り扱います。 例えば、同等品であれば、A社から見積書を徴取していた場合でも、B社に発注してもよく、また、「〇〇社製パソコンCL・・・(型番)購入」と記載したものを、「△△社製パソコンBM・・・(型番)」を購入してもかまいません。	
41	交付申請	募集要領P10及びP12の「4) 事業収入(売上)を得ていることが確認できる書類」のところに「e-Taxによる申告を行った場合で、收受日付が確認できないものは、「受信通知」を添付してください。」とあるが、「收受日付が確認できる」とは具体的にどういう状態を言うのか。	確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている状態のことを言います。これらが明示されている場合は、「受信通知」の添付は不要です。	